

令和7年度

鳥取県会計年度任用職員(一時保護指導員)採用試験募集案内

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所
〒 683-0052 米子市博労町四丁目50
(電 話) 0859-33-1471

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	随時募集しています。 ◎採用試験申込書等を受付期間内に鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所(住所は試験会場欄に記載)に直接持参又は郵送すること。 受付時間:午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	相談により日時を決定します。 ◎試験日時は相談により決定しますので、採用試験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。
試験会場	鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所 (米子市博労町四丁目50)
試験結果発表日	試験日より3営業日後以内に受験者へ合格通知を発送します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

職 種	採用予定者数	職 務 の 内 容	勤務場所
一時保護指導員	1 名	・一時保護児童の行動観察に関すること ・一時保護児童の生活指導に関すること	米子児童相談所

3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

熱意を持って児童への指導を行うことができ、次のいずれかに該当する人

① 児童指導員任用資格を有する人(別添「児童指導員の資格について」を御参照ください。御不明の場合は、7 受験申込手続の申込み先にお問い合わせください。)

② 保育士資格を有する人

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

② 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

④ 地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験可能です。

4 試験内容、時間

試験種目	試験時間	配 点	内 容
作 文 試 験	4 0 分	2 0 点	思考、知識、表現能力等についての試験
適 性 試 験	1 5 分		業務に対する適性のための試験
人 物 試 験	2 0 分	5 0 点	対応能力、態度等についての試験

5 任 用 期 間

採用日～令和8年3月31日（予定）

6 勤 務 条 件（予定）

給 与	○報酬 日額 11,640円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 ○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険対象（加入条件を満たす場合に限る。）
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日 及び 勤務時間	○勤務日 月17日（土日、祝日を含む） ○勤務時間 ・午前8時30分から午後5時15分まで ・午後1時15分から午後10時まで ・午前9時45分から午後6時30分まで 原則として、週に2回以上は午後1時15分から午後10時までの勤務があります。 上記時間は、公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。
任用の 期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日（再度の任用はありません。）
その他	・児童と食事を共にし、食事代を徴収します。

7 受験申込手続

提出書類等	(1) 採用試験申込書 1部(顔写真を貼付すること) (2) 合否通知用受取先を記入した返信用封筒(110円切手を貼付) 1通 (3) 資格免許等の写し等3(2)の受験資格を証明できるもの
申込み先	鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町四丁目50 電話 (0859)33-1471 ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

8 合格者の決定方法

作文試験の評価点と人物試験の評価点を合算し、適性試験の状況を加味して一定の水準に達した方の中から得点の高い順に合格者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に郵送で合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、マイナンバーカード、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	合格発表日から1月間	米子児童相談所

11 試験に関する注意事項

(1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。

(2) 受験の際は、筆記用具(HB又はBの鉛筆、消しゴム)を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格者決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【会場地図】

